



Title	伯國の移民制限問題
Author(s)	上原, 轍三郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 3, 1-21
Issue Date	1934-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10615
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_p1-21.pdf



伯國の移民制限問題

上原 徹三 郎

我が國民の最も平和な、最も好適な移住地として着々移民事業が進められつゝあつた伯國に於て本年五月憲法制定審議會が移民制限案を審議し、當該國より過去五十ヶ年間に入國した移民數の二%を超へて入國することを得ずと決定したことは我國にとつて、由々しき一大問題であつて各新聞は特別大きな活字を用ひ、重要頁をさいて之れを報導して居る。^(註一) 思ふに我が國民の伯國移住は明治四十年に開始せられて以來幾度か難局に直面したけれども其都度我が官民の善處する所があつて今では年々數萬の移住者を出し、伯國は我國民の重要な移住地となつて居ること實に次表の如きものがある。^(註二)

我國過去十年間の移民趨勢

年	大正十二年		昭和三年	
	總移民數	%	總移民數	%
大正十二年	八、八二五	九〇・三	一九、八五〇	六〇・四六
〃 十三年	一三、〇九八	二八・二六	二五、七〇四	六〇・六七
〃 十四年	一〇、六六六	四五・八九	二、八二九	六三・九四
〃 十五年	一六、一八四	五三・一三	一〇、三八四	五三・五九
昭和二年	一八、〇四一	五三・三五	一九、〇三六	七九・三九
	ブラジルの移民數		ブラジルの移民數	
	七九七		二二、〇〇三	
	三、六八九		一五、五九七	
	四、九〇八		一三、七四二	
	八、五九九		五、五六五	
	九、六三五		一五、〇一八	

即ち伯國移民は我が國民生活の上に於て重要な役割を演じつゝあるもので一度之れに異變を生ずるときは我が國民經濟機構の上に少なからざる衝動を興へ、農村に於ては其の餘れる人口の排け口を失ひ其處分に困難を來すべく、又此の移民取扱を以て重要な業務とせる海外興業株式會社、南米拓殖株式會社、海外移住組合に於ては直接事業上に大なる齟齬を來すべく、又之れに關係を有する拓務省、外務省、道府縣廳其他移民の獎勵教育に關する諸機關にも亦影響すべく、更に移民の輸送を取扱ふ大阪商船株式會社、移民に直接間接の關係を有する商館、旅館に於ても亦其事業上各種の障害を來すべきは云ふ迄もないことである。

二

そこで吾々は此の問題に就きて少しく研究を試み度いと思ふのであるが先づ第一に伯國が何故に斯様な移民制限をなすに至つたかを検討すべきである。而して余は此の爲めに過去五十年間に於て果して幾何の移民が何れの國から何程入つたかを見る爲めに次表を作製した。

伯國入移民 (1883—1932)

年	總數	獨逸	奧太利	古耳義	佛羅西	西班牙	英吉利	伊太利	葡萄牙	露西亞	瑞典	瑞西	土耳其*	日本	其他(伯人?)
1883	34,015	2,348	251	24	152	2,660	158	15,724	12,509	10	2	94	6	77	
1884	24,890	1,719	651	19	243	710	100	10,102	8,683	x	457	70	16	2,120	
1885	35,440	2,848	524	16	233	952	50	21,765	7,611	x	275	16	43	1,024	
1886	33,486	2,414	728	101	218	1,317	93	20,430	6,287	x	146	396	—	1,356	
1887	55,965	1,147	274	212	241	1,766	72	40,157	10,205	—	—	—	—	1,891	
1888	133,253	782	1,156	1,082	478	4,736	129	104,353	18,289	—	—	—	—	2,248	
1889	65,246	1,903	550	387	608	9,012	76	36,124	15,240	—	—	51	—	1,295	
1890	107,474	4,812	2,246	308	2,844	12,008	193	31,275	25,174	x	27,125	354	254	881	
1891	216,760	5,285	4,244	471	1,921	22,146	1,959	152,326	32,349	11,817	2,008	198	3	2,053	

1892	86,203	800	574	24	575	10,471	67	55,049	17,797	158	37	58	—	—	593
1893	134,805	1,368	2,757	37	616	38,998	100	58,552	28,986	155	—	40	—	—	3,216
1894	60,984	790	798	9	309	5,986	91	34,872	17,041	57	8	21	—	—	1,002
1895	167,618	973	10,108	28	286	17,641	28	97,344	36,055	275	—	93	—	—	4,787
1896	158,132	1,070	11,365	22	327	24,154	63	96,505	22,299	592	7	153	—	—	1,575
1897	146,362	930	3,665	28	225	19,466	106	104,510	13,558	569	14	90	648	—	2,553
1898	78,109	535	924	18	255	8,024	103	49,086	15,105	258	4	119	978	—	2,700
1899	54,629	521	1,826	6	217	5,399	101	50,846	10,989	412	6	30	1,823	—	2,453
1900	40,300	217	2,089	13	233	4,834	166	19,671	8,250	147	8	23	874	—	3,775
1901	85,306	166	696	25	212	8,584	47	59,869	11,261	99	14	17	781	—	3,535
1902	52,204	265	511	5	151	3,588	35	32,111	11,606	108	27	15	772	—	3,010
1903	34,062	1,231	474	17	302	4,466	85	12,970	11,378	371	2	46	481	—	2,239
1904	46,164	797	387	29	228	10,046	362	12,857	17,318	287	—	98	1,097	—	2,658
1905	70,295	650	427	18	224	25,329	123	17,360	20,181	996	—	68	1,446	—	3,473
1906	73,672	1,333	1,012	15	109	24,441	79	20,777	21,706	751	1	10	1,193	—	2,245
1907	67,787	845	522	26	202	9,235	119	18,238	25,681	703	8	12	1,480	—	10,716
1908	94,695	2,931	5,317	87	992	14,862	1,109	18,875	37,628	5,781	19	442	3,170	830	7,654
1909	85,410	5,413	4,008	99	1,241	16,219	778	13,668	30,577	5,663	35	262	4,027	31	3,389
1910	88,564	3,902	2,636	83	1,134	20,843	1,087	14,163	50,857	2,462	424	156	5,257	948	4,612
1911	135,967	4,251	3,352	293	1,397	27,141	1,157	22,914	47,493	14,013	1,110	229	6,319	28	6,270
1912	180,182	5,733	3,045	255	1,513	35,492	1,077	31,785	76,530	9,193	59	281	7,302	2,909	5,008
1913	192,683	8,004	2,255	223	1,532	41,064	825	30,886	76,701	8,251	25	504	10,886	7,122	4,605
1914	82,572	2,811	971	160	696	18,945	462	15,542	27,935	2,958	20	182	3,456	3,675	4,759
1915	32,206	169	104	79	410	5,895	311	5,779	15,118	640	2	75	514	65	3,045
1916	34,003	364	155	35	292	10,306	244	5,340	11,981	516	9	119	603	165	3,874
1917	31,192	201	18	30	273	11,113	243	5,478	6,817	644	3	45	259	3,899	2,169

伯國の移民制限問題

四

1918	20,501	1	1	9	226	4,225	69	1,050	7,981	181	3	17	93	5,599	1,046
1919	37,898	466	548	220	690	6,627	369	5,231	17,068	330	13	178	504	3,022	2,632
1920	71,027	4,120	757	132	838	9,136	658	10,005	33,883	245	38	404	4,854	1,013	4,944
1921	60,784	7,915	760	117	633	9,523	492	10,779	19,981	1,526	32	445	1,865	840	5,876
1922	66,967	5,038	808	124	725	8,869	532	11,277	23,622	279	51	552	2,278	1,225	6,587
1923	86,679	8,254	2,163	75	609	10,140	584	15,839	31,866	777	40	564	4,829	895	10,044
1924	98,125	22,168	919	98	634	7,238	537	13,844	23,267	559	30	374	4,854	2,673	21,706
1925	84,883	7,175	2,781	—	—	10,062	—	9,846	21,508	—	—	—	1,952	6,330	25,229
1926	121,596	7,674	—	—	—	8,892	—	11,977	38,791	—	—	—	—	8,407	45,855
1927	101,568	4,878	1,101	—	—	9,070	—	12,487	31,236 +	899	—	—	3,088	9,084	29,725
1928	82,061	4,228	—	—	—	4,436	—	5,493	33,882	—	—	—	—	11,169	22,853
1929	100,424	4,351	888	76	757	4,565	£00	5,288	38,879	839	39	310	£0	16,648	26,904
1930	76,066	4,180	551	9	—	3,218	—	4,253	18,719	2,699	90	252	—	14,076	28,019
1931	31,410	2,621	—	—	—	1,784	—	2,914	8,152	—	—	—	—	5,632	10,307
1932	34,683	3,273	—	—	—	1,447	—	2,155	8,499	—	—	—	—	11,678	7,631
累計	4,095,307	155,870	81,877 +x	5,144 +x	26,001 +x	577,081	15,879 +x	1,414,739	1,149,529	104,223 +x	4,558 +x	7,190 +x	77,055 +x	117,963	358,198
割當2%	81,906	3,117	1,638 +x	103 +x	520 +x	11,542	318 +x	28,295	22,991	2,084 +x	91 +x	144 +x	1,541 +x	2,259	7,164

備考 (1) ×ポーランド人を含む。+エストランド、リットランドを含む。*アラビア、シリアを含む。

(2) 1924年迄は Ferenzi: International Migrations Vol. I. Statistics New York 1929 pp. 550—2により 1925年以降は Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich. 1927—30, 但し 1926 31, 32 年及日本人数は移民地事情 No. 43, 71, 89 により作成す。

即ち過去五十年間に於て伯國に入つた移民の總數は約四百十萬人であつて、其内伊太利及葡萄牙人最も多く、各々百萬人を超へて居る、其他西班牙、獨逸、日本、露西亞人等は多き方であつて西班牙人は五十七萬人に達し

其の他も十万人以上である。従て此の制限法によつて入國を許るされる移民數も伊太利及葡萄牙に最も多くして其の他の國に少ない譯であるが其の實數と割合とを一表として示すと次の様になる。

國名	自一八八三年入國移民數(同上の二%)割	移民割當數(サントス特電)	國名	自一八八三年入國移民數(同上の二%)割	移民割當數(サントス特電)
伊太利	一、四四、七三九	三六、三五五	佛蘭西	二六、〇〇一	五、〇〇
葡萄牙	一、二四九、五三九	三三、九三	英吉利	一五、八七九	三、八
西班牙	五七、〇八一	一一、五四三	瑞西	七、一九〇	一、四四
獨逸	一、五八七、〇	三、二七	白耳義	五、一四四	一、〇三
日	二、七、九六三	二、二五九	瑞典	四、五五六	九
露西亞	一〇四、二三三	二、〇八四	其他	三五八、二九八	七、二四
埃太利	八一、八七七	一、六八六	計	四、〇九三、三三七	八一、九六
土耳古	七、〇五	一、五四三			

備考

此の各國割當數の基本は定着數と稱するものを取るべきであるが其の確たる意義及算出方法が不明であり且つ入移民數と出移民數との差を取るとしても充分なる統計を得がたきを以て假りに入移民數を用ひたり、素より不當なりと雖も此の計算によりて得たる割當數とサントス特電數と比較するに大差なきを見る所である。

これによつて見ると過去五十年間に入國した移民は約四百十萬であつて、今後年々入國を許るされる移民數は八萬二千と云ふことになる。そこで此の制限案を立てた一つの理由として伯國に於ては過去に多くの勞働者を入れ今や勞働過剩で失業者を見る位であるから此上移民の自由入國は許るべきでない、制限を加ふべきであるとすものがあるが之れは甚だ理解に苦しむ所であつて一つの諍辯と思はざるを得ないのである。即ち過去の移民數を見るに一八九一年には最高レコード二十一萬人、一九一三年には十九萬人、一九一二年には十八萬人と云ふ記録があるけれども概して年々六八萬であつて最近に於ては三、四萬人に過ぎない實狀である。故に此の法案に於て八萬人の移民を許ると云ふことは此法案が國內に於ける勞働の過剩を緩和せんが爲めに立てられたも

のとは受け取れないからである。又英國の商務官ハービー氏の如きも伯國は自然に恵まれ、氣候良好で生活が非常に樂であるから失業問題など云ふことは深刻になり得ないといふ報告をして居るのを見るのである。(註四)

次に移民の母國に就きて見るに多數國家の内伊太利と葡萄牙とは斷然頭角を顯はし前者は最も多く百四十一萬に達し、後者は之れに次ぎ百十五萬人である。其他主要なるものとしては西班牙、獨逸、日本、露西亞等があつてスペインは五十七萬人、後の三者は何れも十萬餘人である、從て移民の割當數も伊太利は二萬八千人、ボルチユガルは二萬三千、スペインは一萬一千人となり獨逸以下は甚だ少數のものとなるのである。然し、之れは過去五十ヶ年間の累計であつて半世紀を経過したる今日に於ては其の形勢が大に變化して居る。換言すれば此の數は現時の移民供給力を示すものでない。そこで私は最近五十ヶ年間の移民平均數を取つて假りに之れを現時の移民供給力と名づけ之れと前記の割當數とを比較して其過不足を檢討して見た。

國名	割當數 <small>(一九六、一三三)</small>	供給數 <small>(一九六、一三三)</small>	不足數	過剩數	國名	割當數 <small>(一九六、一三三)</small>	供給數 <small>(一九六、一三三)</small>	不足數	過剩數
伊太利	三六、二九五	四、〇三二	二四、二四四	—	佛蘭西	五三〇	一五二	三六九	—
葡萄牙	三三、九二	三、六六六	一、三五五	—	英國	三二八	一六〇	一五六	—
西班牙	一一、五四三	三、〇九〇	八、四五三	—	瑞西	一四四	一一三	三三	—
獨逸	三、二一七	三、七三二	—	六四	瑞典	一〇三	一七	八六	—
日本	三、三五九	一一、八四二	—	九、五八三	瑞典	九二	三六	六五	—
露西亞	二、〇八四	七〇八	一、三六六	—	其他	七、六四	一九、二四三	—	一二、九七九
埃太利	一、六三八	三八八	一、三〇〇	—	計	八、九〇六	六四、二四三	三九、〇五三	三三、一七五
土耳其	一、五四二	一六	一、五三六	—					

即ち此の法案によつて割當てられたる總移民數八萬二千人の内、今日の趨勢を以てすれば何等の制限がなくなつても六萬四千人より多く供給せられざることとなり、若し上記の制限を加ふるとしたならば三萬九千人より供給せ

られざる計算となるのであつて伯國に於て現に必要としつゝある勞力が遺憾なく供給せられるかどうか、疑問となつて來るのである。而して此處に最も注意を要することは此の法案によつて現在の供給力が制限を受くる國は獨逸と我國と其他と稱する諸國あるのみにして、而も獨逸の受くる制限は僅かに六百十四人又其他の國と稱するものゝ内には多數の國家を含有するものであつて一國として大なる痛痒を感じざるに反し我國のみは約一萬人に近き數、換言すれば約六分の五の制限を受くるものであつて非常に大なる打撃を受くるものと云はなくてはならない。而して此の事實よりして此の制限案が獨り日本移民の問題にあらずして一般的の制限なりとなすものありとするも、そは一遁辭であつて其實は日本移民の制限を唯一の目的となすものであることを考へざるを得ないのである。吾人は從來伯國が我國移民に對して示した好意並に兩國家間の親善に鑑みかゝる偏頗な制限が我が移民の上に加へらるべきものにあらずと信ずるものであるが、不幸にして此の事實は我國民に對する制限を主眼としてなされたものと考へざるを得ないのである。

三

然らば伯國は何故に斯くの如く我國民のみの移住を制限せんとするや。之れに就て東京朝日新聞社サントス特派員の發電によればリオデジャネイロのシメルシオ新聞は(一)人種の偏見、(二)日本移民の短期間の偉大なる發展に對する恐怖、(三)英米の隠れたる排日策、(四)ブラジル政府の勢力弱く議會に於ける排日家の策動を抑へつけられなかつたことの四者を擧げて居るとのことである。(註五)又伯刺西爾時報社編纂の伯刺西爾年鑑(昭和八年六月發行)に於ては從來日本移民が排斥せらるゝ所以は次の五項に要約することが出來ると云ふて居る。(註六)

- 一、日本人は人種的に見て不可
- 二、風習言語の差異甚だしく同化せず
- 三、軍國主義である
- 四、契約勞働者として不適

五、國土開發又は農村労働者充足等の經濟的見地のみに立ちて招來移民の種類を決定することは不可
 勿論其の觀る所によりて種々な事柄が考へられるであらうが、私は最近の報道に據つて次の數項に分けて之を
 考へて見度いと思ふ。

(一) 我が移民は同化困難であるとせらるゝこと。

元來伯國の如き氣候溫和な未開地に於ては其の移民は單に必要な勞働力を供給するばかりでなく、永く其國
 に定住して、將來其國民の一分子となり、更に其子孫を其國の國民として遺す體のものでなくてはならない。従
 て移民が善良なる労働者であるばかりでなく其國に同化するか否かは入移民國としては重要な問題で伯國に於て
 此の問題が発生すると云ふことは當然である。然し我國の移民が其の同化し難い移民として批難を受くる様にな
 つたことは甚だ遺憾とすべきである。今其の謂ふ所を見るにサンパウロ州選出代議士バ羅斯氏は昭和九年一月
 十九日憲法本會議に於て同氏提出の移民制限案を説明して

(註七)

一、日本移民は伯國の風習に同化せず、分離孤立し徹頭徹尾日本化せんとする傾向が強い。
 一、風俗習慣は全然ブラジル人と違ひ、しかも伯國人にはうとましい本國から其まゝの風習をあらゆる方法で固執しやうと
 する。

一、伯國官憲に服従するより先に大使、領事その他本國官憲又は移民を招來した會社に對し極端と見えるまで絶対盲従する
 例へば日本移民の大部分は出生届出を伯國役場に出さず領事館に出す、又他の一例は理由はよく判らぬが、日伯人の雜婚
 は極めて稀で、日本人男子と伯國婦人の配偶は稀にあるが、日本婦人と伯國人の配偶に至つては全然ないと云ふてよい………。

州政府の調査によると北米の日本移民はアメリカ人から孤立して、移住した土地を日本化せんとする傾向が顯著だ、彼れ
 等に取りつて移住先の土地は第二の故郷ではなく故國の延長、彼等の所謂新日本にすぎないと云ふことである………(之れを
 知る爲には)奥地を視察する必要はない、聖市コンデ街で充分だ、コンデでは町名の標識だけが日本語に變つてゐない丈
 けて、他の商家、藥局、理髮店、八百屋等全部黄色だ、黄色い臭だ、黄色い誘だ、黄色い習慣だ………。

と云ふたとのことである。いかにも卑近、低級な説明ではあるが其云ふ所は之れである。

(二) 日本移民は劣等民族であつてブラジル國の民型構成上不利である

とするものであつて、之れは所謂優生學的見地から主張せられるもので彼の排日家の元祖ミナス州選出代議士フキデイス・レイス氏は大正十二年十月「黑人移民禁止黄色人移民制限案」を議會に提出し其提案の理由としてサンパウロ州が經濟的問題のみに囚はれ黄色人種移民を誘入したる如きは實に大なる後患を残すものと謂ふべく、同州に於ける日本移民は今や三万を超え、漸次内奥地に向つて進展しつゝあるが、今にして策を講ぜば彼等の發展増加を阻止するに未だ敢て晚しとしない。日本人とアングロサクソン人種との混血は好結果ならずと聞く、吾人は既に黑人種を誘入して過を犯した、此の上黄色人種を誘入してその過を反覆するに忍びない。(註八)

と云ふて居る、此の説明を以てしては黄色人種の誘入を以て一つの過とするばかりであつて其理由に就ては何等述ぶる所がない。唯黒人の誘入と同様な過をなすとする點より觀て黄色人種は黒人と共に劣等人種なりと考へて居ることが推測されるのである。又オノリオ・デ・シイロス氏は

「伯國に向く唯一の移民は歐洲白人系人種である」としたオリヴエラ・ヴィアンナ氏に與せざるを得ない、正しく我々は優生學上から見て稍々劣等の部類に屬する國民であることは我國民種型形成上黒人と土人の二つの劣等血系が多分に流れて居るからである。

未だ同一種型を構成して居ない我人種に黄色を點じ之れを完成させやうとする一著述家の意見は重大な謬見である。日本人の原型は「アイヌ」族蒙古族及馬來人種の古い混血から成つて居るのだ。(註九)

と云ふて居る、而して之れは日本民族を劣等なりとする理由の一片が明言せられて居る。

其他日本人の形貌の醜惡なことを擧げて民型構成上に不可なりとするものもある。又日本人には犯罪者が多いとか、自殺者が多いとか、精神病者が多いとか、トラホーム、寄生虫病者又は傳染病菌の保有者が多いとか云ふ

様な事を云ふて居るものもある。^(註一〇)

(三) 日本人を以て優秀卓越せる國民なりとして將來の發展に對して一種の恐怖心を起せること

之は第二の理由と全然反對の理由であるが伯國內に於ては相當有力な説となつて居るものゝ様である、即ち彼のミゲール・コート氏の如きも畢竟は此の説をなすものと考へられるのである、即ち同氏は本年二月十六日の憲法審議會に於て

純粹な白色人のみでブラジル人を構成してゐるものでないことは吾人が明記してゐるところである。從て外國人に對しても何等僻見を持つ者でない、オリヅエラ・ヴィアンナ氏の提供してゐる資料に依ると、黒人の伯國入國者數は實に一千三百万人である。又バードロ・カルモン氏の發表した處に依ると一七六八年にパイア州に於ては十九人の黒人に對して白人は一人の割であつた。リオ・デ・ジャネイロ市に於ては白人一人に對して黒人は十七人であつた。白人に比して黒人が著るしく多いと云ふ事は、黒人の豊富性を容認してゐるもので、現に白人と黒人の混血は豊富に生れてゐる。

と論じて、色に關しては決して僻見を有するものではない事を述べ、又元來人種別なるものはあり得ることではないと説いて全く人種的僻見を有せざることを述べ、更に又日本人の優秀なる國民であることを論じて

日本國民が遂三十年前迄は世界の五等國民であつたが、現在では一等國民の地位にまで昇進した、日本の如く、斯く偉大な能力を有する國家は未だ知らない、此の點も充分に認めるものである。然し私が明瞭にしたいのは伯國に對する日本移民の問題は國防問題であると云ふことである。

と論じて遂に次項述ぶる所の我國の帝國主義を恐れる點迄に至つて居るのである。^(註一一)

(四) 日本を帝國主義國なりとするものであつて

例へば^(a)アルツール・ネイヴァ氏は(昭和九年二月三日の演説に於て)吾人が日本移民の入國制限を唱導するものは單なる人種の見地のみならず、政治的見地に依るものである、今にして日本移民を制するにあらざば我國は第二の支那たらんと極論し、辛澗に日本移民の欠點を擧げ危険を指摘して居る。^(註一二)

(b)又ミゲール・コート氏は前述の如く日本國民の優秀なることを認め遂に日本人は移住地の國民を支配處理する、銘記せよ

滿洲の國土を、アンドラーテ氏は、日本は自己の權益を滿洲に於て擁護して居るものであると云ふて居るが、將來その滿洲を將來ブラジルに於て、日本の權益か、日本が正當防衛となされる時に於ては吾人は如何とするか、……

又日本人がブラジルに於て其子孫にブラジル語を教へて居るのはそれは將來の日本語であるからである、日本人はブラジルの將來其の領土とせんとするものである。^(五三)

日本移民制限の理由として此の外尙ほ種々な點が擧げられるけれども以上四者は主要なるものと考へられるのである。

四

以上は比較的新らしき所論によつて此の排日的移民制限案に對する伯國人の理由とする所を抽出したものであるが、之れによつて吾々は此の排日案の根本原因は北米に於けると全く趣を異にして人種的偏見にあらずして國家主義にあることを注意しなくてはならない、即ち伯國に於ては其國民が各種の人種より成り而も其支配的地位にあるポルトガル人が比較的人種的偏見を有せざるラテン系の人種であると云ふことよりして人種的偏見の極めて少きことは屢々識者の間に唱へられた通りであり又現に此の法案提出者の説明中にも之れを明言するものあるを見る所であるけれども前述の四個の理由に就て考察すれば何れも皆國家的見地より之れを不可なりとするものであつて、其の根本に於ては悉く國家的意識の發動と云はなくてはならない。このことは大に注意を要する所であつて此の根本原因を考ふることによりて本問題解決の鍵を見出されると云ふべきではあるまいか。

由來ブラジル國は一五〇〇年四月二十二日ポルトガル人ペトロ、アルバレッツ、カブラールによつて發見せられて以來ポルトガルの植民地として經營せられ特に一五三〇年代以後に於ては其開拓に努力する所少なからず着々として發達進歩を見、遂に一八二二年には母國の皇子ドム・ペトロを迎へて皇帝となし、ポルトガルの支配を脱して獨立の國家となり爾來百餘年、或は帝制に、或は共和制に國內の政治上には著るしき變化があつ

たけれども國民の國家的意識は漸次熟成し、今や南米に於て、吾世界に於て一重要國家たるの國民的自負は確乎として動かすべからざるものあるに至つた。従つて此の國家意識及感情に抵觸するか或は之れを害するものは斷乎として之れを排撃せんとする、蓋し自然と云ふべきである。

此處に於て問題は此度の憲法審議會が決定したる如く我國の移民が眞に彼國の此の國家的意識に副はざるものなりやと云ふことの吟味に歸するのである。即ち若し、此の問題が單に二、三政治家の政治的運動が奏功した結果であつて眞に國家國民の意志によるものにあらざるか、或は單に目前の現象に幻惑されて永遠の大策を誤りたるものなるときは此處に大に反省を求むべき餘地を存するものといはなくてはならない。而して吾人を以てすれば前述の移民不同化問題の如きは極めて皮相な觀察によるものであつて日本移民は寧ろ彼の地に於ける風俗習慣に進んで同化せんことを欲して居るものであつて彼れ等の言ふが如く不同化の意志あるものにあらず、又決して同化不能のものでもない、唯永年の習慣を俄かに變轉することはやゝ困難であるかも知れない、従て假すに時を以てしなくてはならない、即ち其の土地に産れ、其の土地に育ちたる第二世三世を見るに至つて愈々明かとなることゝ思はれる。又日本移民の民族的優劣の問題の如きは誠に取るに足らざる愚論であつて人性の優劣善惡は民族によつて定まつたものではない。其の文化的教養の如何である。彼れ等の最優等人種なりとする白色人種にも劣等粗惡な人性もあるべく、彼等の最劣等種族とする黒人の内にも優秀高貴の人性もあるべし。人種によつて人性の善惡優劣を云爲するが如きは抑も誤りである。又我國の帝國主義的進出といふが如きも、探るに足らざる妄説である。此のことは單に彼我の地理的關係を見ても明かなる所である。又從來我が國家及國民が彼國に對して示したる態度を觀ても亦明かな所ではないか、抑も彼れ等は何の根據を以て之れをいふか全く理解に苦しむ所である。彼のハーバート大學の補助を得て我國の伯國移民を研究しつゝあるジェー・エフ・ノルマノー氏は日本

が國民を伯國に移住せしむるは何等特殊の政治的野心を有する爲にあらず、唯單純なる經濟關係であると述べて居るが誠に正しき見解と云はなくてはならない。^(註二四)實に我國の欲する所は彼我の經濟的なる扶助機能を完ふせんとするにある。例へば我國より餘れる國民の勞力乃至は資本を彼國に送り、彼國より其生産せるコーヒー、綿其他の生産物を我國に入れるが如きであつて、このことは世界經濟の理法に適ひ、人類の福祉を増進する所以である。今試みに兩國間の從來の貿易關係を見るに次表の如く、今では相互の國民經濟上左まで著るしき要素をなすものではないが、年所を重ねて彼我の關係が益々密接となるに於ては將來は大に注目すべきものがあると考へるゝのである。

年次	一九二〇—一九二五年		一九二六—一九二八年		一九二九年		一九三〇—一九三一年	
	日本より伯國へ輸出	伯國より日本へ輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
一九二〇年	五九、八〇六 <small>磅</small>	一八、六七五 <small>磅</small>	六〇、四八一 <small>磅</small>	一五五、八二五 <small>磅</small>	一五、五四四 <small>磅</small>	一七、三四九 <small>磅</small>		
一九二一年	三三、三三六	一〇、九六七	三三、二九三	二八、九二四	一五、五四四 <small>磅</small>	一八、八四七		
一九二二年	七七、四六六	一六、四一九	九三、八八五	二〇、〇五四	二九、五五三	二七、七二		
一九二三年	八八、五三三	三三、四二二	一〇、九三四	一七、四八九	三九、五三九	三三、七〇八		
一九二四年	二八、四〇九	三、八五六	一三、六七	一五、九三三	三四、七四九	一五、七三		
一九二五年	二六、六四三	一〇、一〇一	一六、八四四	七、五六九	四五、四七五	二五、八四四		
輸出入計								
一九二六年			一九二七年					
一九二八年			一九二九年					
一九三〇年			一九三一年					

備考 1. 一九二〇—一九二八年は市毛孝三著ブラジルの産業と經濟 四七三頁による。

2. 一九二九—一九三一は J. F. Normano: Japanese Emigration to Brazil in Pacific affairs Vol. VII. No. 1 p.

60 による。

五

斯くの如くにして伯國に於ける今回の我國移民の制限理由は極めて了解に苦るしむものであるが、我國の移民

は更に次の如き數多の特質を有するものであつて彼國に取りては極めて有利なる移民であつて之れを歓迎こそすれ、これを排斥すべきものにあらざることを信ずるものである。即ち

- (一) 日本移民は非常によく精選せられたるものなるを以て其素質は極めて善良なること。
- (二) 日本移民は大部分農業者であること。
- (三) 日本移民は大部分家族構成者であること。
- (四) 従て年齢及男女の比率比較的適正なること。
- (五) 日本移民は浮浪的にあらずして定着なること。
- (六) 従て母國への送金少なきこと。
- (七) 日本移民は資本的なること。

今暫く之れ等諸項に就て説明を加ふれば

(一) 日本移民は非常によく精選せられたるものなるを以て其素質は善良なること、今日我國民の伯國に移住するものは渡航費補助として大人一人に就き二百圓、支度補助として大人一人に就き五〇圓を支給せらるゝのみならず國內の汽車賃を半額に割引し、移民取扱手数料を政府に於て負擔し、政府は移民教養所を建て移民が出發する前約十日間を無料を以て此處に宿泊せしめ此の間に於て渡航の準備をなさしむると共に移住後に必要なる諸種の教養をなさしむるなど政府はあらゆる方面に意を用ひ之れが爲に少なからざる國費を支出して居るのである。

従て我國の伯國移民は政府直接の事業にあらざるも一つの國家的事業として極めて眞面目に行はれて居るもので移民保護法(明治廿九年法律第七〇號)以下多くの法令によりて其統制監督を行ひ恐らく他外國に其類例を見ざる程徹底せるものがある。(註一五)而も亦我國は曩に北米移民に於て苦き經驗を有し南米に於て再び之れを繰り返さざる

ことを注意しつゝあるを以て其移民の選定に就ても充分なる意を拂ひ一定の條件に適合するものにあざれば絶對に之れを許可せざることゝなつて居る。故に移民はよく精選せられたる素質善良なものであると云はなくては

ならない。彼の伯國に於て我が國民が極めて眞面目にして勤勉なりとの評判を受け、其能力の偉大なるに却て恐怖心を起しつゝあると云ふが如きは確に此の事實を反影するものと云ふべきである。

(二) 日本移民は大部分農業者であること。

前述の如くにして我國移民は一般に良質のものと云ふべきであるが、更に移民の大部分が農業者であると云ふことに於て移民として一層良質のものたることを強調しなくてはならない。

今、縫田臨時代理大使の報告によりて一九二八年度に入伯したる主要國の移民に就き其の職業情態を見るに次の如きものがある。(註一六)

國名	移民總數	農業移民數	總移民數に對する農業移民數の割合(%)	國名	移民總數	農業移民數	總移民數に對する農業移民數の割合(%)
獨逸	四、三六	七三	一・八%	波蘭	四、七六	三、二九	六九・七%
伯國	三、九三三	二八	五・五%	葡萄牙	三、八六三	一〇、二三	三〇・三%
西班牙	四、四三六	一〇〇	三・三%	リニア	一、三三	七五	五七・一%
伊太利	五、四九三	三〇七	五・五%	シリア	三、二七	七五	二四・一%
日本	一一、二六九	二、〇〇五	九・一%				

即ち我國の移民は九九％迄農業移民であつて他國に其の比を見ざる所である。元來移民を入國せしむる目的は未開の自然富源を開發し國家産業の發達を計るに於ては勿論であるが、伯國の如く土地廣大にして人口稀薄なる新開國に於ては先づ其土地を開き、農業生産を擧ぐる所の所謂第一次の生産過程に向つて努力すべき國柄である、而もコーヒーは彼國に於ける主要なる生産物であるから、我國の移民が主として農業者であると云ふことは彼國に取つて極めて有利なことであると云はなくてはならない。(註一七)

(三) 日本移民は大部分家族構成者であること。

移住者が獨身者であるか、或は家族を有する者であるかは着實性の上に大なる關係を有するものであつて、健實なる移民は一家族を構成するものでなくてはならない。而して我國の伯國移民は獨身者であることも許るされて居るけれども家族を構成して行くものが遙かに多數を占めて居る。今前記縫田臨時代理大使の報告書により一九二八年に入伯した主要國の移民に就き其の家族關係を見るに次表の如きものがある。(註一六)

種別	家族移民		家族以外の移民		種別	家族移民		家族以外の移民	
	數	%	數	%		數	%	數	%
獨逸人	一、五七七	三七	二、五五二	六三	波蘭人	二、五九五	五五	二、二二五	四五
伯國人	一、五〇〇	四〇	二、七七三	六〇	葡萄牙人	八、二八〇	二四	二五、六〇一	七六
西班牙人	一、五五三	三五	二、八八三	六五	ロシアニア人	四八二	三七	八三三	六三
伊太利人	一、七〇〇	三〇	三、七三三	七〇	シリア人	四八二	一三	二、六四六	八七
日本人	一〇、四八八	九三・九	六六一	六・二					

即ち波蘭人以外に於ては凡て單獨移民が半數以上にして六一八割を占むるに反し我國人は九四%迄家族移民にして單獨移民は僅かに六%に過ぎざるの有様であつて非常な差異があるものと云はなくてはならない。

(四) 從て移民の年齢及男女の比率比較的に適正を得て居ること。

遠く海外に移住せんと欲するものは國民の内でも血氣盛なる青年男子に於て見出さるゝものである、從て或る移民團に就て見れば壯年者と男子とが多きを普通とするものである。然しかゝる移民團は一時的勞力提供によつて金錢の獲得のみを目的とする不健全なる出稼的移民であつて入移民國に於ける社會上種々の惡弊を及ぼすものである、從て入移民國としては年齢關係、性別關係が或る適正なる比率にある健全なる移民團を歓迎するものである。然るに我國の伯國移民は前述の如く家族構成者が多きを以て之れ等の關係が比較的良好なる事情にあるのである。今昭和七年の移住者一九、〇三三人に就て見るに

するにも非常な決心を要する。又一度渡航した以上は容易に歸へられないといふことから彼の地によく定着することとなる、又事實我國の生活よりも彼地の生活を以て可なりとせられて居るから彼地に永住するのは當然でもある。

又我國の政府の方針としても彼の地に行つた以上は彼の地に永住することを懲憚するものであつて我が移民は他國のそれに比して遙かに定着的であるといふことが出来る。今之れを數字的に觀るに一九三二年の統計に次の如きものがある。^(註一九)

國籍別	入移民數	出移民數	出入移民數の差		定着率	國籍別	入移民數	出移民數	出入移民數の差		定着率
			入	出					入	出	
伯國人	三、一八九	一、九三五	一、二六四	四〇	波蘭人	一、一四三	三六二	八六一	七五		
獨逸人	二、二七三	一、四三五	八三八	三七	葡荷人	八、四九九	二、九九〇	(-) 三、四九二	四〇		
伊太利人	二、二五五	一、八五四	三〇二	一三	西班牙人	一、四四七	三、一九三	(-) 七四五	五		
日本人	二、七七八	三五三	二、三六六	九六	其他(十九ヶ國)	四、三〇〇	四、〇〇六	九四	三		

此の日本移民が定着的であることは伯國憲法審議會に於ても説明せられた所であつて其の際には九二%の定着率を有すると云はれて居る。^(註二〇)唯此處に吾々の解し難きはかゝる高度の定着率を有するが故に日本人は排斥すべしと主張せらるゝことである、若し移民を日雇労働者の如く一定の仕事に一定の賃銀を以て備ひ其の仕事が終了すれば直ちに歸へすと云ふが如き性質のものとすれば或は此の説は首肯されるかも知れない。然し苟しくも移民は其の國に永住して將來其の國民の一部をなすべきものと考ふる時はこの定着力は極めて大切なことであつて、之れありてこそ始めて健實なる移民たり得るのである。故に此の論者は理論上に於て大なる矛盾を有するものと云はなくてはならない。

(六) 從て日本移民は彼國に於て得たる金錢を母國に送ること甚だ多からず、其の大部分は彼國に於ける土地の

購入、其他事業の經營に投入するものである。之のことは彼國に取つて幸とすべき所であつて、此の蓄積はやがて彼國産業乃至一般經濟の發達を來すべき素因となるものである。伊太利移民などが季節的に渡來して得たる勞銀を悉く持ち歸るに比すれば伯國の國益上雲泥の差があると云はなくてはならない。

(七) 日本移民は資本を有す。

前述の如くにして日本移民は其勞働によつて得たる尊き報酬を母國に送ることなくして之れを伯國の經濟に投資するものであるから他國の移民に比して遙かに資本的であると云ふことが出来るが、更に我國の移民には企業移民と稱するものがあつて一家族四、〇〇〇ミルレース（二・八ミルを一圓として千四百圓）を持參して彼地に於ける生活費、家屋費、伐木費其他に用意するものがある、之の種の移民は移民としては比較的多くの資本を有するものと云はなくてはならない。そののみならず我國の事業家は伯國に於て次の如く二百五十萬餘町歩と云ふ廣大なる土地の權利を獲得して其開發に努力して居るのである。(註三)

南米拓殖株式會社	一、〇三〇、〇〇〇 <small>町歩</small>	多羅間農場（リンス附近）	六、六二五 <small>町歩</small>
南米企業會社（カスタニアル）	二、一〇〇	古谷農場（ジュキア線）	五〇〇
アマゾン興業會社	一〇、四二五	内 藤 農 場	一、〇〇〇
山西及栗津名義 コンセツション	一、〇四二、五〇〇	南米土地會社（北パラナ）	二五、〇〇〇
計 （北伯地帶）	二、〇八五、〇二五	野村農場（北パラナ）	三、三五五
移住組合（四ヶ所及リアンサ移住地）	二四二、七八五	後宮農場（北パラナ）	七五〇
リアンサ移住地	一五、六五五	聖州及其隣接諸州を含む 邦人移民個人所有地	一〇九、七八二
海外興業會社	七八、一九二	計 （南伯地帶）	四九二、二四四
東山農事會社（三ヶ所）	七、三五〇	合 計	二、五七七、二六九
日伯拓殖會社（パラマンサ農場）	一、二五〇		

（以上一九三一年末現在、日本領事館勸業部調査）

其の他運送船會社の經營、政府の補助、民間の諸協會が行へる努力及資本を計上すれば我國は伯國移民に對して相當多額の資本を注入しつゝあることを考へられるのであるが、之れは畢竟伯國の産業發達の爲めに用ひらるゝ資金であつて伯國として我國の移民を入れることは決して不利益なことではない。(註三)今の大統領ゲツリオ・バルガス氏 (Dr. Getulio Vargas) がパラ州を視察した時「ヘンリー・フォードのゴム及木材事業と日本移民の農業とによつて得たる經驗はアマゾン地帯の前途に赫々たる一大光明を與ふるものである」と云ふことは僞らざる伯國民の叫びと見るべきではあるまいか。

其の他我國の伯國移民の特質として考量さるべき多くの事項があるが要するに伯國は我國移民事業の集中點とでも云ふべきであつて政府及國民は多くの努力と費用とを拂ひ、國民の粹を抜き、細心の注意を以て其實行を計りつゝあるものであつて伯國は此れによつて其の國民幸福を増進こそすれ掠はるゝと云ふべきものでないと信ずるのである。

六

余は上に今回の伯國移民制限は不幸にして我が國の移民を制限せんとするものであつて其の結果は我國の國民經濟上に大なる打撃を與へるものである、而して其理由とする所は甚だ薄弱にして了解に苦しむものであることを述べ更に我國の移民は伯國が到底他國に求むることを得ざる諸種の特質を有し、伯國を利益すること多くして彼國を害するものにあらざることを主張せんとしたるものであつて、余は此の際我が國の官民が嘗てなしたると同様に再び之れを善處して速かに此の不合理な制限法が撤廢せられんことを要望して止まないものである。同時に又彼國に於ける事情が止むを得ざるものありて撤廢の行はるべきことを豫想するものである。

註 一、昭和九年五月二十六、七日の各新聞

二、伯刺西爾時報社 伯刺西爾年鑑後篇五—二六頁參照

三、大阪朝日新聞 昭和九年五月二十八日號

四、E. Munay Harvey & Co: *Economic conditions in Brazil* Dez. 1932, p. 25.

五、東京朝日新聞 昭和九年五月二十六日號

六、伯刺西爾年鑑後篇 二二頁

七、雜誌ブラジル 第八卷第四號一〇—一三頁

八、伯刺西爾時報社 伯刺西爾年鑑後篇一八頁

九、移民情報 第五卷第五號一〇三頁

一〇、雜誌ブラジル 第八卷五月號二六—二七頁

一一、雜誌ブラジル 第八卷五月號二一—二二頁

一二、雜誌ブラシル 第八卷四月號一五頁

一三、雜誌ブラジル 第八卷五月號二二—二三頁

一四、J. F. Normano: — *Japanese Emigration to Brazil in Pacific affairs* Vol. VII. No. 1.

一五、Max Biehl: — *Brasilien als Japanisches Kolonisationsgebiet* (Zeitschrift für Geopolitik 1932. Mai, S. 280)

一六、移民情報 第三卷第三號四〇—四一頁

一七、同 上

一八、同 上

一九、移民事情 第八九號一九四—五頁の表より作製す

二〇、此の外一九〇八年より一九二九年に於ける平均に於て定着率日本九二%、西班牙五二%、葡萄牙四七%、伯國二二%、伊太利一五%とせるものがある(外務省通商局コロノの研究一八頁)

二一、移民事情 第八十一號三一—三二—三四頁

二二、諸外國の投資は一九三一年に於て英國一四億弗、米國五億五千七百萬弗、佛國一億二千萬弗、其の他の諸國三億弗なりと云ふ(移民事情第八一號三四三—三四四頁)

二三、Pacific affairs Vol. VII. No. 1. p. 56 に於て J. F. Normano 氏引用